

銀行代理店等に関する 銀行法等改正案

制度調査部
堀内勇世

【要約】

銀行代理店制度の見直しなどにかかわる銀行法等改正法案が、平成17年10月4日、国会に提出された。

先の通常国会（平成17年1月21日～同年8月8日）に提出されるとも言われていた法案であるが、諸般の事情から提出が遅れ、今国会に提出された。

ここでは、銀行法等改正法案の概要を見ていく。

銀行法等改正案、国会提出

平成17年（2005年）10月4日、銀行代理店制度の見直しなどにかかわる銀行法等の改正法案（以下、「銀行法等改正案」）^{（注1）}^{（注2）}が、国会に提出された。

政府は、現在開催されている163回国会（特別会）^{（注3）}での成立を目指している。

なお、施行は、来年の4月を目指されている。

（注1）正式の名称は、「銀行法等の一部を改正する法律案」である。

（注2）法案等は、金融庁の以下のHPで見ることができる。

<http://www.fsa.go.jp/houan/163/index.html>

（注3）163回国会（特別会）の会期は、現段階では、平成17年9月21日から11月1日までの42日間とされている。

銀行法等改正案の概要

銀行法等改正案は銀行以外にも、信用金庫や農業協同組合などにかかわる改正も含んでいるが、ここでは**銀行の場合を念頭**に概要を記載する。

1 . 銀行代理店制度の見直し

販売チャネルを多様化し、顧客利便の向上を図るため、**規制緩和により銀行代理店の担い手を拡大**するという方針の下、以下のような改正（案）が規定されている。

(1) 定義

「**銀行代理業**」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業を言うこととされている（改正後の銀行法 2 条 14 号）。（これらがいわゆる銀行代理店の業務ということになる。）

預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
--

「**銀行代理業者**」とは、内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営むものとされている（改正後の銀行法 2 条 15 号）。

(2) 許可等

銀行代理業を営むには、**内閣総理大臣の許可**が必要（改正後の銀行法 52 条の 36）。ただし、**銀行
その他政令で定める金融業を行う者**は、内閣総理大臣の許可は必要なく、銀行代理業を営むことができる（銀行法上、**届出**は必要である。改正後の銀行法 52 条の 61）

銀行代理業を営むには、所属銀行^(注 4)の委託、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託が必要。なお、銀行代理業者による銀行代理業の再委託については、あらかじめ、所属銀行の許諾が必要。

「**許可の基準**」については、改正後の銀行法 52 条の 38 に規定がある。例えば、「銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める財産的基礎を有する者であること」などが規定されている。

（注 4）「所属銀行」とは、その銀行代理業者が銀行代理業の一環として行う行為に基づき、預金・定期積金等の受入れを行うことになる銀行のことである（改正後の銀行法 2 条 16 号参照）。

(3) 業務の範囲

銀行代理業者は、**銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外**にも、**内閣総理大臣の承認を受けた業務**を営むことができる（改正後の銀行法 52 条の 42）。

(4) 顧客に対する所属銀行の明示等

銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、**あらかじめ、顧客に対し、所属銀行の商号、代理又は媒介の別等を明らかにしなければならない**(改正後の銀行法 52 条の 44)。

(5) 銀行代理業に係る禁止行為

銀行代理業者は、銀行代理業に関して、次のような行為をしてはならない(改正後の銀行法 52 条の 45)。

顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社等の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為

等

(6) 監督

内閣総理大臣は、銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、**銀行代理業者に対し、業務等の状況に関し報告又は資料の提出を求め、又は、職員にその施設に立ち入らせ、質問等をさせることができる**(改正後の銀行法 52 条の 53 ~ 52 条の 54 関係)。

内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務等の状況に照らして、銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、**監督上必要な措置を命ずること、又は、許可の基準に適合しなくなったとき等は、許可の取消し、又は銀行代理業の全部又は一部の停止を命ずることができる**(改正後の銀行法 52 条の 55 ~ 52 条の 56 関係)。

(7) 所属銀行等の賠償責任

所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う(改正後の銀行法 52 条の 59)。

2 . 適切な業務運営確保のための措置

(1) 業務委託先等への報告徴求・立入検査

内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、

その必要の限度において、**銀行等（銀行持株会社を含む。以下同じ。）の子法人等**^(注5)及び**銀行等から業務の委託を受けた者**に対し、銀行等の業務等の状況に関し**報告若しくは資料の提出を求め**、又は、**職員にその施設に立ち入らせ、質問等をさせることができる**。（改正後の銀行法 24 条、25 条、47 条、52 条の 31、52 条の 32）

（注5）ここでいう「子法人等」とは、子会社その他銀行・銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものとされている（改正後の銀行法 24 条 2 項、52 条の 31 第 2 項）。

なお、銀行法上の子会社については現行の銀行法 2 条 8 号で次のように定義している（なお、銀行法等改正案では、銀行法 2 条 8 号は特に改正されていない。）

「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

（2）銀行等の中間決算公告の義務づけ等

新たに銀行法で、次のように、中間決算公告の義務付け等が規定された。

中間営業年度に係る中間貸借対照表等の公告等

銀行又は銀行持株会社は、中間営業年度に係る中間貸借対照表等を作成し、公告しなければならない（改正後の銀行法 20 条、52 の 28）。

中間営業年度に係る説明書類の縦覧等

銀行又は銀行持株会社は、中間営業年度に係る業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない（改正後の銀行法 21 条、52 条の 29 関係）

3 . 子会社規制等の緩和

従属業務(ATM 保守等)会社の共同設立を解禁するべく、次のような改正が行われている。

< 銀行又は銀行持株会社の従属業務子会社の範囲の緩和 >

銀行又は銀行持株会社が子会社とすることができる、その業務に従属する業務を専ら営む会社として、当該銀行又は銀行持株会社及びそれらの子会社以外のこれらに類する者が営む業務のためにその業務を営んでいるものも含める（改正後の銀行法 16 条の 2、52 条の 23）。

4 . 施行日

銀行法等改正案上では、**施行日は、原則**、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。もっとも、金融庁の公表している資料^(注6)を見ると、**平成18年(2006年)4月1日**が予定していることが読み取れる。

ただし、銀行代理業等の許可の事前申請を可能とする規定(銀行法等改正案の附則15条等)の施行日については、銀行法等改正案上、公布の日から9月を超えない範囲内において政令で定める日と規定されている(附則1条)。具体的な日付は、前記の資料にも記載されていないが、平成18年(2006年)1月か、2月を目指しているのではないかと考える。

(注6)「銀行法等の一部を改正する法律案の概要」という資料のことである。金融庁の以下のHPで見ることができる。

<http://www.fsa.go.jp/houan/163/index.html>